

芦別市乳幼児一時預かり事業条例の一部を改正する条例の制定について

(改正の趣旨)

子ども・子育て支援新制度に基づき、市内の幼稚園等に委託し実施している乳幼児一時預かり事業に係る委託料基準額の設定根拠としている国の子ども・子育て支援交付金交付要綱が改正され、本年4月1日に遡及し適用されることに伴い、本市が定める委託料基準額をこの要綱に準じた基準とするため、所要の改正を行うものである。

(改正の内容)

①基準額の変更

※ 網掛け下線部が改正箇所

事業の区分	対象経費	委託料				
一般型一時預かり事業	一般型一時預かり事業に必要な経費	委託料は、左記の対象経費の年間合計額から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、下表の左欄に掲げる年間延べ利用乳幼児数に応じ下表の右欄に定める基準額を比較して、いずれか低い額とする。				
		年間延べ利用乳幼児数	基準額(1か所当たりの年額)			
			改正後	改正前		
			300人未満	1,600,000円	1,524,000円	
300人以上900人未満	1,763,000円	1,680,000円				
900人以上	3,173,000円	3,020,000円				
幼稚園型一時預かり事業	幼稚園型一時預かり事業に必要な経費	委託料は、左記の対象経費の年間合計額から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の(1)及び(2)に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。				
		(1) 幼稚園等に在籍する幼児分 下表に定める基準額により算出した年間合計額				
		区分		基準額		
				改正後	改正前	
		基本分	平日(教育時間前後)の利用	幼児1人当たり日額	同右	400円
			休日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)の利用	幼児1人当たり日額	同右	800円
			長期休業日の利用	8時間未満の利用の場合	同右	400円
				8時間以上の利用の場合	同右	800円
		加算分	長時間加算(基本分の基準額に加算)	①平日の利用時間が4時間又は教育時間との合計が8時間を超えた利用の場合	同右	150円
				②休日の利用時間が8時間未満を超えた利用の場合	同右	300円
③長期休業日	同右			450円		